

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成 29 年 6 月 9 日

秋 田 県 知 事 殿

提出者

住 所 秋田県大仙市長野字新山92番地1

氏 名

高三建設株式会社

代表取締役 高橋 隆夫

(法人にあたっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0187-56-3626



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	高三建設株式会社
事業場の所在地	秋田県大仙市長野字新山92番地1
計画期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	一般土木建設業・産業廃棄物処分業
②事業の規模	元請完成工事高(平成28年度) 362,972千円(税抜き)
③従業員数	43人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき類 自社で中間処理(破碎) → 再生骨材として再資源化 ・木くず 自社で中間処理(破碎) → 木材チップとして再資源化 ・廃プラスチック類・石膏ボード・建設汚泥 最終処分場へ委託 → 管理型埋立処理 ・金属くず 有価物として売却 ・紙くず 有価物として売却

(日本工業規格



29.6.12

A列4番

D-08-

第

号

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別紙1のとおり		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①状況	【前年度（28年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	
	(これまでに実施した取組)	
別紙2のとおり		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	
	(今後実施する予定の取組)	
別紙2のとおり		
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	木くず、金属くずは分別を実施するとともに、他の廃棄物が混入しないように集積する。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	上記に加え、廃プラスチック類、紙くずについても分別を実施する。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（28年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) 別紙3のとおり	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) 別紙3のとおり	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（28年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	
(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（28年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（28年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者		取締役専務
廃棄物担当		総務部長
工事廃棄物統括管理者		工事部長
作業所担当		現場代理人
割 役	統括責任者	環境 ISO と一体にした取り組みを前提とし ① 全社員の環境に対する意識の啓発 ② 発生抑制を最重要とした 3R 活動の取り組み方法作成。 ③ 環境マニュアル、規定等の社内規定の整備 ④ 社内の法令順守の監視 ⑤ 環境目標の作成・評価
	廃棄物担当	統括責任者不在時に代替りの役目を果たす。 また、当社産業廃棄物中間処理施設の責任者。 ①社内規定および法令順守の監視を最重要としている。
	工事廃棄物統括管理者	作業所を統括して廃棄物管理を行っている。 ① 作業所での分別解体の監視・指導。 ② マニフェスト作成の監視・指導。
	作業所担当	工事現場作業所内で発生する廃棄物を管理する。 ① 分別解体の徹底管理 ② マニフェストの発行管理

別紙2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状		
【前年度（28年度）実績】		
産業廃棄物の種類	排出量	（これまでに実施した取組）
がれき類	1,665.2 t	廃棄物は、工事から発生する特定建設資材廃棄物（アスファルト・コンクリート・木くず）であり、そのほとんどを自社中間処理施設にて再資源化している。 余剰材を発生させない「施工計画書」の作成し、原寸発注するなどにより余剰材の抑制、資材としての再利用を行っている。
木くず	110.2 t	
廃プラスチック類	20.4 t	
金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	15.1 t	
紙くず	0.1 t	
廃石膏ボード	1.9 t	
繊維くず	3.5 t	
②計画		
【目標】		
産業廃棄物の種類	排出量	（今後実施する予定の取組）
がれき類	800.0 t	上記に加え、再資源化が困難な廃棄物については、脱水、乾燥焼却等の減量化を行う処理施設を活用する。 省梱包化又は無梱包化により、現場に搬入される資材梱包材の削減、過剰包装を抑制する。
木くず	30.0 t	
廃プラスチック類	3.0 t	
金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	5.0 t	
紙くず	0.0 t	
廃石膏ボード	1.0 t	
繊維くず	1.0 t	

別紙3

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状		
【前年度（28年度）実績】		
産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	(これまでに実施した取組)
がれき類	1,665.2 t	がれき類、木くずにおいては自社中間処理しせつにて破碎後、再生砕石及び木材チップとして再資源化し、工事資材として自社利用、及び販売。
木くず	104.9 t	
廃プラスチック類	0.0 t	
金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	0.0 t	
紙くず	0.0 t	
廃石膏ボード	0.0 t	
繊維くず	0.0 t	
②計画		
【目標】		
廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	(今後実施する予定の取組)
がれき類	800.0 t	新しい技術を研究し現場内で直接再生利用できるように発注者に提案していく。
木くず	30.0 t	
廃プラスチック類	0.0 t	
金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	0.0 t	
紙くず	0.0 t	
廃石膏ボード	0.0 t	
繊維くず	0.0 t	

別紙 4

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（28年度）実績】

産業廃棄物の種類	全処理委託料	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
がれき類	0.0 t	-	-	-	-
木くず	5.3 t	-	-	-	-
廃プラスチック類	20.4 t	-	18.9 t	-	-
金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	15.1 t	-	5.2 t	-	-
紙くず	0.1 t	-	-	-	-
廃石膏ボード	1.9 t	-	-	-	-
繊維くず	3.5 t	-	3.5 t	-	-
		-	-	-	-

（これまでに実施した取組）

委託基準に従って、産業廃棄物をリサイクル率の高い業者を選定し委託した。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	全処理委託料	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
がれき類	0.0 t	-	-	-	-
木くず	0.0 t	-	-	-	-
廃プラスチック類	3.0 t	3.0 t	-	-	-
金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	5.0 t	5.0 t	-	-	-
紙くず	0.0 t	-	-	-	-
廃石膏ボード	1.0 t	-	-	-	-
繊維くず	1.0 t	1.0 t	-	-	-
		-	-	-	-

（今後実施する予定の取組）

上記に加え、可能な限り優良認定処理業者から委託を優先する。
委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。